

平成24年度総務省調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

総務省では、これまで行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、平成23年4月にとりまとめられた「公共サービス改革プログラム」（行政刷新会議公共サービス改革分科会）において、調達改善の具体策やPDCAサイクルの確立等が提言されたことを踏まえ、手続の透明性や公正性を確保した上で、財・サービスの性質に応じて、より良いものを、より安く、より簡単に、適時に調達することを目指して、調達改善計画（以下、「計画」という。）を策定する。

なお、平成24年度においては、計画の対象を総務本省とし、その実施状況を踏まえ、他組織については順次対象を広げていくこととする。

2. 調達の現状分析

調達の改善をより効果的に行うためには、全体に占める支出の比重が高い分野などコスト削減や事務効率化の効果が高いと考えられる分野に重点を置いて取り組むことが重要である。そのために、まず、総務本省における調達の現状を分析する必要がある。

（1）契約種別からみた支出の構造

契約の種別に基づいて支出の構造をみると、総務本省では平成22年度に1,175件、約681億円の契約を行っているが、このうち調達に関係する庁費関係が773件、約337億円であり件数で約2/3、金額で約1/2を占める。その他は研究開発等の各種委託契約であり、402件、約344億円となっている。

さらに庁費の中をみると、件数、金額とも情報システム関係及び調査研究関係の占める比重が高く、物品等購入関係がこれに次いでいる。

【参考1】総務本省における契約分類毎の件数・金額（平成22年度）

分類	件数(件)	比率	金額(百万円)	比率	
委託費関係	402	34%	34,401	51%	
庁費関係	調査研究関係	319	27%	11,891	17%
	情報システム関係	255	21%	14,380	21%
	物品等購入関係	78	7%	5,031	7%
	庁舎管理関係	33	3%	1,078	2%
	データ提供サービス関係	35	3%	435	1%
	事務補助等関係	53	5%	880	1%
	小計	773	66%	33,695	49%
合計	1,175	100%	68,096	100%	

（注）平成22年度の契約に関する統計に基づき作成（少額随意契約は含まれていない。）

(2) 競争性の観点からみた契約の状況

総務本省の平成22年度の契約件数は1,175件、約681億円のうち一般競争契約は557件、約239億円、企画競争・公募は538件、約392億円である。一方、競争性のない随意契約は80件、約50億円であり件数、金額とも全体の約7%である。

平成21年度からの推移をみると競争性のない随意契約の比率は全体の1割弱で大きな変動はないが、競争性のある契約方式の中では一般競争の割合が減少し、企画競争・公募の割合が増加する傾向が見られる。

【参考2】総務本省における一般競争、随意契約等の状況

(単位：件、百万円)

		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (4月-11月)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性 のある 契約方 式	一般競争	678	28,331	557	23,887	275	9,284
		(50%)	(36%)	(47%)	(35%)	(41%)	(26%)
企画競争・ 公募等	企画競争・ 公募等	560	42,864	538	39,194	330	24,040
		(42%)	(55%)	(46%)	(58%)	(50%)	(67%)
競争性のない 随意契約		108	6,828	80	5,013	63	2,699
		(8%)	(9%)	(7%)	(7%)	(9%)	(7%)
合計		1,346	78,024	1,175	68,095	668	36,024

一者応札の状況をみると、一般競争入札に占める比率は平成21年度の49.1%から平成22年度は21.5%と大幅に改善しており、平成23年度もさらに改善傾向が見られる。

【参考3】総務本省における一者応札の状況

(単位：件)

平成21年度			平成22年度			平成23年度 (4-11月)		
競争入札	一者応札	比率	競争入札	一者応札	比率	競争入札	一者応札	比率
678	333	49.1%	557	120	21.5%	275	39	14.1%

平成22年度の所管公益法人相手の契約は23件であり、平成21年度の89件から大幅に減少している。このうち一般競争入札が19件、公募・企画競争が2件、競争性のない随意契約が2件である。一般競争入札のうち一者応札は8件であり、平成21年度の46件から大きく改善している。23年度は所管公益法人との契約数はやや増加しているが、一者応札の改善傾向は続いている。（注：所管公益法人関係の契約数には本省以外の組織に係る分を含んでいる）

【参考4】総務省（本省以外を含む）における所管公益法人との契約状況

(単位：件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (4-11月)
競争性のある 契約方式	一般競争 (うち一者応札)	80 (46)	19 (8)	15 (1)
	企画競争・公募等	6	2	7
競争性のない随意契約		3	2	2
合計		89	23	24

(3) 少額随意契約の状況

いわゆる少額随意契約については、平成22年度分について個別に調査を行った結果、総務省全体で8,433件、金額は約14.7億円（1件平均約17万円）であった（注）。このうち、100万円以内の役務に関するもの（予決令99条第7号関係）が4,029件（約9.1億円、1件平均約23万円）であり、160万円以内の物品購入に関するもの（予決令99条第3号関係）が2,866件（約2.6億円、1件平均約9万円）であった。

（注）本省のみでは3,185件、金額は約8.6億円（1件平均約27万円）

これまでの会計システムでは、少額随意契約について、件数、金額を把握する仕組みになっていないことから、現時点における少額随意契約のデータは個別調査を行った平成22年度分のみであり、経年的なデータについては把握できていない。

3. 重点的取組分野及び定量的目標

上記2の現状分析等に基づき、調査研究関係、情報システム関係及び物品等購入関係の各分野について分野毎の状況に即して、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

これらの重点的取組分野のうち、定量的な目標を以下のとおり定めることとする。

- ・ 庁費類（物品等製造・購入、役務）の費用については、調達数量の見直し、競り下げ及び共同調達の取組等を通じて、前年度比10%程度削減を行う。
- ・ 競り下げの試行については、本省の入札対象案件及び少額随意契約件数の各0.3%程度を実施する。
- ・ 情報システム運用経費については、業務内容の精査等を通じて前年度比5%程度削減を行う。

(1) 調査研究事業に係る契約の見直し

調査研究事業については、平成21年度は1件を除き一般競争入札によっていたものが、平成22年度は全体の1割強が公募になり、平成23年度はさらにその割合が増加している。しかし、公募は本来、事業の性格上要件を満たす者が一者に限られることが想定されるなど当該調達が一般競争入札になじまない場合に限定的に行うべきものである。一般的にいえば、調査研究事業についてはその性格上公募によらなければならぬ事情は想定しにくい。

また、公募方式のみならず一般競争による契約も年度後半に多くなる傾向がみられるが、事業の執行時期が短期になれば参入する事業者数も限定されることになる可能性が高くなることから契約全体について適切な執行期間が確保されるよう努める必要がある。

【参考5】調査研究事業の契約時期別の状況

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21 年 度	一般競争	7	13	11	20	33	33	48	15	54	22	7	2	265
	公募						1							1
	合計	7	13	11	20	33	34	48	15	54	22	7	2	266
22 年 度	一般競争	10	4	13	23	19	21	14	39	38	40	18		239
	公募				3	1	2	4	1	1	3	10	2	29
	合計	10	4	16	24	21	25	15	40	41	50	20	2	268
23 年 度	一般競争	14	17	16	20	7	14	6	25	25	25	16	1	186
	公募				2	3			3	4	2	9		24
	合計	14	18	16	22	10	14	6	28	29	27	25	1	210

このため、平成24年度においては、調査研究事業に係る契約は原則として一般競争入札（必要があれば総合評価方式）によることとする。一般競争入札の実施に際しては、複数の者が入札に参加できるよう執行時期等について十分に配意するなど一般競争入札の機能が十分に発揮できるよう対策（後述（4）参照）をとることに努め、効率的な調達ができるよう見直しを図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札によることを原則とする。 ・入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価方式を採用することとする。 ・予算執行計画は品質の高い成果物を納入できる時期を十分考慮して策定するとともに当該計画を遵守することとする。 ・調達の性格上、公募によらざるを得ないものについては、その理由等を明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・真にやむを得ない場合を除き、原則として一般競争入札とする。 ・予算執行計画の遵守を徹底する。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

物品等購入関係については、特に汎用的な物品である備品・消耗品、同じく汎用的な役務である雑役務について、他省庁との共同調達の拡大や競り下げの試行（（3）に記述）を拡大する。

なお、汎用的な物品・役務については、調達数量を削減することが支出の削減に最も有効であると考えられることから、調達方式の見直しと並行して、日常の業務における汎用的物品・役務の利用の効率化に一層努めることとする。特に、平成24年度は、業務上利用頻度の高いコピーの使用の節約において取り組む。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・備品 ・消耗品 ・役務	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達を拡大する。 ・調達の回数を減らすことにより事務経費を削減する。 日常業務において利用頻度の高いコピーについて、モノクロ利用の徹底、利用枚数の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達の対象品目を拡大する。 ・調達回数を前年度並み若しくは減少させる。 ・コピーに係る経費を10%以上削減する。

【参考6】総務本省における共同調達の実績

		平成22年度	平成23年度
共同調達物品 <共同調達連携先>	事務用品、色紙類、清掃用消耗品、OA消耗品 <経産省、財務省>	事務用品、色紙類、清掃用消耗品、OA消耗品 <国土交通省、警察庁>	22年度の4品目に速記請負を追加 <国土交通省、警察庁>
調達回数	事務用品	11回	9回
	色紙類	11回	6回
	清掃用消耗品	11回	6回
	OA消耗品	11回	6回

(3) 競り下げの試行の拡大

競り下げ方式については平成23年度に初めて試行（1件）を行ったところであるが、平成24年度においては試行範囲を拡大し、経費削減、応札者の増加に伴う一層の競争性の確保及び中小企業者の参入機会の向上、調達の利便性等の観点から競り下げ方式の効果について検証を深める。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・備品 ・消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・競り下げ試行を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の選定に当たって少額随意契約対象のものに限らず入札対象契約からも選定し、総務本省契約件数の各0.3%程度の競

	<ul style="list-style-type: none"> 競り下げによる調達改善効果の検証を行う。 	<p>り下げを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 競り下げ実施後の分析及び各省の試行結果を踏まえ、内閣府と連携し、次回の競り下げ及びその後の実施方針を検討する。
--	--	--

具体的には、下記の5品目をはじめとして競り下げを実施することとし、さらに対象品目の追加を検討する。

競り下げ対象品目	調達改善の目標
ボイラー設備関係備品消耗品（約700万円）	各品目とも調達費用を平成23年度より削減する。
機械・衛生・排水再利用設備関係備品消耗品（約400万円）	
営繕関係備品消耗品（約400万円）	
空調機器設備関係備品消耗品（約900万円）	
電気設備関係備品消耗品（約150万円）	

※（ ）内の額は、平成24年度当初調達予定額。

(4) 隨意契約・一者応札の見直し

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比較して、これら的方式によることの妥当性について十分に確認を行う。

一者応札については、上記2(2)に記したとおり、平成21年度から23年度にかけて総数においても、所管公益法人を相手方とするものについても大きく減少している。これは下記の対策を講じた結果が反映したものと考えられることから、今後も継続して取り組むこととする。特に、繰り返し一者応札となっているものがある場合は、その内容等の見直し、事前・事後の検証を行うと共にその結果を踏まえた改善を図る。

(一般競争入札の充実のための対策)

【公告期間・公告方法等の改善】

① 公告期間の延長

一般調達案件の予定経費1,200万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、少なくとも公告期間20日間を目途とする。

② 調達予定案件の情報提供の充実

調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。

③ 電子入札システムによる調達情報提供の推進

電子入札システムを利用する案件は、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧できるようにする。

④ 年度当初からの年間契約の調達スケジュールの改善

年度当初からの年間契約を行うものについては、業務を請け負うに当たり準備期間を確保する期間を設けることが望ましいことから、前年度3月上旬に契約の相手方を特定

できるように調達手続きスケジュールを設定する。

【応札要件等の緩和、仕様内容の充実等】

① 応札要件の緩和

情報システム関係の調達においては、その規模、開発・拡充内容に応じ実績・要員の要件を柔軟に設定する。

調査研究業務関係の調達においては、過去に実績のある者しか応札できないようなことがないよう調査対象内容、数量、手段、手法、研究会の開催回数など明確にする。

② 業務引継、準備期間の確保

情報システムの保守・運用の年間契約を行う場合は新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。

③ 総合評価における技術点の配点の適正化

本方式による場合は類似実績や研究員の従事経験を技術項目とするときは過去の実績を過度に評価しない配点とする。

【一者応札・応募要件の事後点検】

① 一者応札案件の点検・分析

一者応札の状況を点検することにより、その結果をより競争性のある調達の実施に反映させる。また、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった理由を把握するよう努める。

② 一者応札による所管法人との契約

その要因について調達部局に対し契約担当部局がヒアリング等を実施し、入札参加条件や仕様が当該法人にしかできないものとなっていないか分析すると共に当該契約の検査職員、監督職員に適正な履行体制の実施・状況把握を指示する。

(5) その他の取組み

上記（1）から（4）の他に公共サービス改革プログラムの提言等を踏まえ、カード決済の導入や旅費業務の改善等に取り組む。

庁費に占める比重の高い情報システム関係の契約については、仕様書の作成や予定価格の積算等に関する調達担当者の能力の向上を図っていく必要があり、その一環として政府調達事例データベースの活用を図る。また、外部専門家であるCIO補佐官の活用を徹底していくこととする。

少額随意契約については、上記2（3）に記したとおり現行では件数、金額等のデータを把握する状況にはない。本来、通常の会計手続きの中で必要なデータが整備されることが望ましいが、そのような環境が整備できるまでの間においても、各種の検討に資するための正確なデータは必要であることから、平成24年度においては、定期的に少額随意契約に関するデータを把握するための取組みを行う。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調達事例データベースを参照し、類似案件の調達仕様書等を参考とするよう周知する。 ・予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁に添付することを徹底する。 ・運用経費については、業務内容を精査し経費削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を共有することにより、調達担当者の能力向上を図る。 ・仕様書案や積算等の妥当性を担保する。 ・前年度比5%程度の削減を目指す。
② 委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に係る委託について、見積もりの適正性や証拠書類の精査等のチェックを徹底する。 ・契約金額の大きな案件については、監査法人による第三者チェックを活用する。 	予算執行の厳格化・効率化を徹底する。
③ 旅費業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード乗車券の利用制度を導入する。 ・出張パック商品を一層活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離の出張における旅費の実費化、日当の廃止を行う。 ・旅費請求事務の省略化を図る。
④ 国庫債務負担行為の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに限ることなく、複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について検討を行う。 	・国庫債務負担行為を活用することにより調達価格の低減が期待できる案件の洗い出しを行う。
⑤ カード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の支払いについてカード決済を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード決済による安全性の確保及び事務の効率化を図る。
⑥ 支払業務	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線事業者からの請求通知（毎月約70件）を一括で行わせることにより、調達原課等による支出調書作成の省略など事務負担の軽減を図る。 ・一括請求による請求額の軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支出調書作成件数を前年度から減少する。 ・調達事務の効率化を図る。
⑦ 少額随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約に該当する案件については、別途報告を求め、本省で件数を集計・把握する。 	・正確な件数及び調達額の把握を図る。

4. 検討事項

- (1) ネットオークション及びバナーについては、「公共サービス改革プログラム」に基づく府省共通の手続きの整備状況を踏まえ、検討を行う。
- (2) 競争的対話方式による調達については、当該方式に適した事案について検討を行う。

5. 人材の育成及び人事評価の活用

(1) 人事評価制度の活用

人事評価において、原則として全職員が業績評価に「コスト意識や業務改善に留意した目標」を設定することとし、必要性の低い事業を廃止するなどのコスト意識を持った効率的な業務運営等に向けてとられた行動に対し、適切な評価を実施する。

(2) 調達に関する研修の充実

調達担当職員の能力の向上を図るため、調達対象に即した最適な調達手法や改善方策等を含めた研修の充実を図る。

6. 進捗管理及び自己評価

計画の進捗状況については、四半期毎にとりまとめる。また、進捗状況を踏まえ、計画に関する自己評価を四半期毎に行う。

7. 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

計画の策定、進捗状況及び自己評価については、副大臣、政務官及び外部有識者で構成され、副大臣をチームリーダーとする予算執行監視チームに報告し、予算執行監視チームのガバナンスの下に計画を推進する。

計画の推進に関する実務作業を行うため、大臣官房会計課長をリーダーとし、会計課職員を中心に構成する実務担当チームを設置する。リーダーが必要と認める場合には、関係部局職員（各部局庶務担当課長補佐等）も実務担当チームに参加することができるものとする。

(2) 外部有識者の活用

調達に関する問題点の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、契約監視会及び予算執行監視チームの外部有識者の意見を求めることする。

(3) 会計監査の活用

計画に盛り込んだ取組内容等については、部内の会計監査における重点監査項目とすることとし、取組を事後チェックする。

8. その他

(1) 取組状況等の公表

計画及びその進捗状況、自己評価等の取組状況については、総務省のホームページにおいて公表する。

(2) 計画の見直し

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合には、計画について所要の見直しを行うものとする。

(3) 他組織(地方支分部局を含む)の取組

他組織(地方支分部局を含む)の取組については、総務本省における平成24年度の取組状況を踏まえ、順次対象を広げていくこととする。なお、当省所管独立行政法人においては、「公共サービス改革プログラム」で、より良い調達に向け率先して積極的な取組を進めるべきとされていることから調達の改善等に対し適切に対応する。